

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議議長の指定する職について

平成28年5月20日
令和2年2月21日改正
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議議長決定

- 1 「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について」（平成14年9月18日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第2項の規定に基づき、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。

構 成 員	内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁情報通信局長 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働審議官 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省総合政策局長 環境省大臣官房長 防衛省整備計画局長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 最高裁判所事務総局情報政策課長 会計検査院事務総局次長 日本銀行理事 内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）